

平成30年第4回川南町議会定例会(9月)会議録(3日目)

平成30年9月12日(水曜日)

本日の会議に付した事件

平成30年9月12日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第 45号 川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて
- 日程第2 議案第 46号 川南町地域活性化拠点施設整備基金条例を定めるについて
- 日程第3 議案第 47号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 48号 川南町職員自己啓発等休業条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 49号 川南町税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第 50号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 51号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 52号 平成30年度川南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第 53号 平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第 54号 平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 55号 平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 56号 平成30年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第 57号 平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第 58号 平成30年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第 59号 平成29年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について
- 日程第16 認定第 1号 平成29年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 平成29年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 3号 平成29年度川南町水道事業会計決算認定について

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	……………日高 昭彦 君	副町長	……………清藤 莊八 君
教育長	……………木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	……………岩切 拓也 君
総務課長	……………押川 義光 君	まちづくり課長	……………米田 政彦 君
産業推進課長	……………山本 博 君	農地課長	……………新倉 好雄 君
建設課長	……………大山 幸男 君	環境水道課長	……………篠原 浩 君
町民健康課長	……………橋口 幹夫 君	教育課長	……………大塚 祥一 君
福祉課長	……………三角 博志 君	税務課長	……………日高 裕嗣 君
代表監査委員	……………谷村 裕二 君		

---

午前9時00分開議

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、議案第45号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについてを議題とします。質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） ちょっと質問させていただきます。国においては、審議会の設置等は戒める閣議決定がなされておりますが、それは御存じでしょうか。

○教育課長（大塚 祥一君） 申しわけございませんが、存じ上げておりません。

○議員（荻原 敏朗君） これはあくまで国ですから、市町村、地方自治体までは縛りをかけていないようですが、とにかく、審議会設置は隠れ蓑という批判を受けている縦割り行政を助長するというので、国においては、平成11年4月27日については、新たな審議会の設置は戒めております。その中のガイドライン指針によりますと、抜粋、部分的によりますと、「国民や有識者の意見を聞くに当たっては、可能な限り意見提出手続の活用、公聴会や聴聞会の活用、関係団体の意見の聴取等によることとし、いたずらに審議会等を設置することを避けることとする」、2番目として、「基本的な政策の審議を行う審議会等は、原則として新設しないこととする。特段の必要性がある場合についても、設置に当たっては審議事項を限定し、可能な限り時限を付することとする」などと、基本的に置かないよということを決めておるんですけど、新たに審議会を設置される理由がよく見当たらないんですけど、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育課長（大塚 祥一君） 今回、提出させていただいておりますこの審議会につきましては、地方自治法第138条の4、第3項に規定します附属機関として条例を上げております。また、同法の第202条第3項では、附属機関の役割を調停、審査、審議、または調査等と定めております。内容を説明しますと、調停は、第三者が紛争の当事者間に立って妥当な解決を図ること、審査は、一定の事柄について結論を導き出すために内容をよく調べること、審議は、執行機関の諮問に応じて調べ、論議すること、調査は事実を調べることとなっております。

この中で、審査と審議と非常に似たような用語でございますが、審査の場合は、一定の判断を下し、結論を出すという意味がございます。また、審議については、全体で論議し、相談するという意味でありまして、今回、提案する学校規模適正化審議会は、文字どおり審議を行っていただくものであります。

有識者や学校関係者、PTA、地区代表などを審議会委員として、互いに意見を出し合ってもらい機関と考えております。結論を出していただくとは思っておりませんので、町の考えに対して、住民の一つの代表として意見を出していただくという意味合いでございますので、そういった意味合いで設置するというので考えております。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 今の答弁を聞いておりますと、結論は必要ないよと、御意見を聞くだけですよということであれば、何も審議会は設置する必要はないと、まさにこのガイドラインに書いてありますように、意見を聴取する場を公聴会なりいろんな場を設ければ済むことじゃないかなと思います。折に触れ、国がこう言っていますのでとか、国の指導によりとかいう御答弁をされる場合がありますけど、全く、今回の措置については、国の指針、ガイドラインを無視されたもので、甚だ矛盾しませんかということ指摘しておきたいと思えます。

○議長（川上 昇君） 答弁はよろしいですか。

○議員（蓑原 敏朗君） はい。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第45号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて、この条例は、昨年9月議会でも提案された条例です。この条例が定められることによって、行政の民主化の観点から、地方行政に住民の意見を反映させるため設置することなのですが、昨年と違う点は、中学校を1つにすることは明記されていませんので、この条例で決められていくのですか。中学校を1つにする方針を出しているのですから、審議会設置は意見を出していただく、結論を出す必要はないと言われますが、審議会委員に統廃合の責任を押しつけるものではありませんか、いかがですか。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えします。

先ほども、蓑原議員の御質問にお答えしたとおり、この審議会で結論を出していただく必要はございませんので、責任を委ねるといような御指摘には当たらないと考えております。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 今朝の新聞を見たところ、町長は人口減対策と載ったけど、これを見ると少子化、人口減少の進展に伴うということは、もう人口減対策をとる前に、人口対策に降参したということになるが、そういうふうに判断していいとですか。

○町長（日高 昭彦君） 人口減対策は、今後もと続けるということでございます。

○議員（児玉 助壽君） 今、国は、中央一極集中型で、地方が疲弊しよるわけですが、そこで地方創生というなんで一生懸命しよるけど、川南町はちょうどそのようにも移ってきよるけど、ずっと川南町が人口を増やしてきたとが、あちこち中学校やら小学校つくって、移住者を受け入れてきたっちゃけど、外向き広がる間は、その町は発展というか将来の展望が開くけど、外が疲弊したら、中央も疲弊することなるけど、そういう何はそうしてきたか、今、地方創生ちゅう何になっとっちゃけど、川南町のやり方は、何か自ら川南町を衰退させるようなやり方をしよるとあるけど、地方創生の意義がわかっってこういうことをしよっとですか。

○町長（日高 昭彦君） 今、御指摘のとおり、まさに地方創生を推進するために、活気づ

けるために選択と集中としての一つの案でございます。

○議員（児玉 助壽君） 今、国中やらいろいろ多賀やら山本、通山、東小とあるわけですが、それは国に言わせれば、あそこ辺の地域が地方になるわけですよ。そこを創生せんで川南町の発展がありますか。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりでございます。中央とそういう小学校区を中心とした拠点ということで進めてまいります。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第2、議案第46号川南町地域活性化拠点施設整備基金条例を定めるについてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第3、議案第47号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第47号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、この条例を定める目的は何か、職員にとって不利にならないのか、改正前と改正後の説明は本当にわかりにくくて、私にはなかなか理解ができません。具体的にわかりやすく説明してください。勤怠管理システムを導入して、勤務時間管理をすることですが、新しい機器の使い方は十分使いこなして、システムミスのないようにしてもらいたいのですが、いかがですか。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

この条例自体は、もう以前定めてあることでございます。提案理由でも申されましたとおり、勤務を要しない日、休日、祝日等に勤務を命じたときに、その勤務を命じた分をかわりに割り振って休みを与えるという制度でございますので、これはもうずっと以前からやられているところでございます。

今回、時間的に午前中、通常の勤務時間8時30分から12時まで勤務した場合、今までの表現では4時間という表現でございましたので、8時半から12時半までを勤務して、そして4時間また振り替えるというようなことをやっておりましたが、今後は、やはり半日勤務というのを明文化して、通常の勤務体制のように8時半から12時まで勤務した場合が3時間30分、それを半日の振替ということにしたところでございます。午後の分につきましては、午後1時から5時15分まで勤務しております。その分4時間15分という単位になりますので、その午後の分を半日また午後に振りかえるということを明確に「半日」という言い方でやるために、この条例の一部を改正するというふうにしたところでございます。

職員が不利になるかということでございますが、今までも運用の中でやっておりますので、何ら今までと変わらないということでございます。あくまでも、勤怠管理システムを導入したということは、働き方改革の一環で、きちんとやはり職員の勤務状態を管理者が把握すると、常時把握できるシステムとして導入したわけでございますので、長時間労働を防ぐ意味からも、この導入が適切であるというふうに私達は考えておるところでございます。職員に対して、勤務時間を的確に把握して、そしていろんな問題が生じないように対応していくところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） それでは、今日は半日勤務に自分になるといった場合、8時半に出勤したら、もう12時には帰っていいということになるんですか。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

8時半から勤務というのは、通常の事務処理でございましたら、おっしゃるとおり8時半から12時ということになりますけれども、例えばいろんな町民のいろんな催し等にどうしても職員を出さなければならない場合は、8時半から1時まで、昼食抜きで勤務する場合もございます。その場合は、半日振替と1時間の時間外ということで運用しているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） そういう、今言われたようなことは、ちゃんと職員に伝達されて、間違いのないようにされていくことを望みます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第48号川南町職員自己啓発等休業条例の一部改正についてを議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5、議案第49号川南町税条例等の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第49号川南町税条例の一部改正についてなんですが、この中に、生産性向上特別措置法ということで、補足説明でも説明がありましたように、平成33年3月31日までに取得される固定資産税について、課税標準をゼロとする特別措置をとるということでもあります。このことに関してなんですが、これは新規創業なり設備投資を促すということで、我々商工業者としても大変注目しているものなんですが、ちょっと教えていただきたいんですけど、この33年3月までに取得されるということの、今までの新規の設備投資の取得からすると、どのくらいの金額的なメリット、どのくらいの効果というか、そういったもの数字的にわかるものがあればちょっと教えていただきたいんですけど。

○税務課長（日高 裕嗣君） 中村議員の御質疑にお答えいたします。

今回、生産性向上特別措置法の関係で、取得した設備の償却資産、これを2分の1からゼロの範囲で、市町村の条例で定めるところとするというのが、地方税法では上げられております。今回、その範囲の中で、本町はゼロということで上げさせていただいておりますのが、これをゼロにすることによって、中小企業者が補助を優先採択ができるということになっております。

金額的なものとか、ちょっと具体的なものはちょっとまだ確認というか、資料を出しておりませんので、またそのあたり確認してお示ししたいと思います。

以上です。

○議員（中村 昭人君） この条例改正ということ、設備投資を促すという意味でも、ぜひ告知、PRを行っていただいて、中小企業者、商業者の設備投資を促していただきたいというふうに思っております。答弁は大丈夫です。

○議長（川上 昇君） よろしいですか。

○議員（中村 昭人君） はい。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第50号災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第51号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、文教産業常任



委員会に付託します。

日程第8、議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第52号川南町一般会計補正予算（第3号）について、30、31ページの7款商工費の住宅リフォーム補助金600万円の根拠は何か伺います。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

積算ということではありますが、今回、30件分の予算を考えております。限度額は20万円です。ありますので、30件ということで600万円の予算を計上させていただいております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） これまでの住宅リフォームの予算はもう使い果たしたのでまた今回補正ということだと思います。

それと、36ページ、37ページの10款教育費の工事請負費、川南小学校のフェンス、558万9000円とありますが、他の学校施設のフェンスは調査されたのか伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えします。

全ての小中学校のブロック塀を調査しております。この川南小学校のブロック塀のほかに、東小学校の事務室等管理棟の入り口右側にありますブロック塀が基準に適合していませんでしたが、それについてはもう既に解体しております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） 議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）のページで27ページの農業振興費、産地パワーアップ事業補助金ですけど、これ、園芸用加工工場ということになっているんですけど、これはどこにあるのですか。それと、何を加工するのか。

それともう一点、今度は29ページですけど、工事請負費の口蹄疫埋却地の再整備ですけど、今後もこの再整備が起こる可能性はあるのか。そして、再整備といいまして、普通、土を入れるんだろうと思いますけど、その土の土質はどういうふうを考えて入れられておるか、わかる限りでお願いします。

○産業推進課長（山本 博君） 税田議員の御質疑にお答えいたします。

まず、産地パワーアップ事業補助金についてでございますが、どこにということでもありますけども、東唐瀬のほうで事業を考えております。あと、何をということでしたが、今回、紫蘇加工場を整備することにしております。あわせまして、加工ライン一式、製茶投入機であったり異物除去機、風力選別機等を整備することにしております。

埋却地についてでございますが、県の事業で埋却地の整備を行っております。当初、国のほうの3年間の埋却地の整備が終わりまして、その後にやはり機能していない埋却地が多数出てきている中で、県のほうが3年間の事業を組みました。今回が最終年度となっております。

土に関してであります。土はよそから持ってくるわけではなくて、そこの中の土を移動しながら整備を行っていきます。あと、排水等の水はけ等が悪いところはかなりありますので、そういったところにつきましては、暗渠排水で対応するなど、そのような整備をしていくことにしております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。マイクを近づけてください。

○議員（林 光政君） まちづくり課長にお尋ねいたします。

52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）の中で、第1条の19ページの上段のほうに委託料として1113万1000円あるんですけど、これは3月議会にも6月議会にも関連で上がってきておりますね、数字が。

3月議会が、トータルで6146万円、6月が、トータルで2013万円。この補足説明の中の文面で、4ページにあるんですけども、この中ほどに、11目自治振興費13節ずっとあります。中段のほうに積算根拠の確認が不十分であったことからとありますが、この3月議会にも6月議会にもこれが上がっております。私はどの数字を信頼すればいいのかお尋ねいたします。

そして、この3月と6月とこの本会議の3回目の委託料を合算したものが、本当の設計か、掲げてあります振興費に入るのかどうかお尋ねいたします。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの林議員の御質問にお答えいたします。

当初予算で計上しておりました別館の建て替え費用については、面積が不十分な状態での2階建て面積でございました。ですので、6月に不足する分を追加、また、自治公民館からの要望の分についても追加計上させていただいたんですけども、皆さん御承知のとおり不十分だということの指摘を受けまして、修正されたところでございます。

今回、また当初予算のこちらが上げ損ねていた分、建て床面積が280平米の2階建てで再度計算をし直して、それに必要な測量委託料と設計委託料の不足分を計上させていただきましたので、平成30年一般会計の当初予算の予算計上分と、今回9月補正予算で予算計上させていただいた金額の合算金額が、川南別館の建て替えに伴う設計測量の総合計になります。

以上です。

○議員（林 光政君） いろいろ今あるように、確認が不十分とありますが、私たち個人が自分の家を建てるときには、やっぱり大工さんといろいろ相談しながら、一発か二発ぐらいで大体決めます。これ、3回もいろいろ調査しておられると思うんですけども、やっぱり最初からプロにお願いというかそういうことはされなかったんでしょうか。それとも、職員さんの中で、担当課のほうで見積もりみたいなものを作られたのか。この3回もこういうのがあるということは、何かどの数字を信頼すればいいのかと私は思うんです。それで尋ねいたしました。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの林議員の御質問にお答えします。

この案件につきましては、当初予算で予算計上するにあたり、まちづくり課担当から建設課の設計・建築担当に依頼をかけました。その過程で、建て床と延べ床の面積の相違から、今回のようなケースになってしまいまして、6月の補正でその不足分を改めて計上させていただいたところだったんですが、我々の説明が不十分だということで修正されたところです。

今回、改めて議会勉強会でもちょっと経緯の説明をさせていただきましたけれども、今回改めて当初予算に計上すべきだった金額に、不足分について計上したところでございますので、3度という言葉には該当しないとは思いますが、当初からの積算が不十分であったということでございます。

以上です。

○議員（林 光政君） 同じようなことをまた聞きますけど、結局、3月と6月と今回の委託料をプラスしたものじゃなくて、今回のものが正当と解釈してもよろしいのでしょうか。3回分を足すと2500万円ぐらいになりますよね、そういうことです。ちょっと教えてください。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの林議員の御質問にお答えします。

先ほどから申し上げておりますが、当初予算の金額と今回の9月補正予算に計上した金額が、設計金額の合計になります。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）ですが、まず、私の所属する委員会でもあるでしょうが、ちょっと住宅関連なので一緒に聞きます。

2款総務費1項総務管理費、6目企画費の住みやすいまちづくりで、調査委託料で147万7000円出ておりますが、補足説明の中では白坂住宅土地の鑑定費用ということで、通勤者の住環境の調査をするということなので、どういったことなのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、8款土木費4項住宅費1目住宅管理費の住宅リフォーム設計委託料、豊原住宅とありましたが、150万円の設計委託料の内容、何軒分で改装内容がどれぐらいで、実際に改装した場合の事業費がどれぐらいに積算されているのかということをお聞きします。

それから、9款消防費1項消防費2目消防施設費の工事請負費の中で、消防団第10部機庫敷地ブロック改修で82万1000円上がっておりますが、先ほど、小学校のフェンスの改修のほうで教育課からはお話を聞きましたが、今回の震災を受けてブロック塀の調査、全ての公共施設、それと例えばシルバーとか町の補助金で成り立っている団体関係の施設などのそういう調査、ブロックを含めたさまざまな倒壊の危険性のある調査というものをされているのかどうかを伺います。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。

白坂住宅周辺の土地の鑑定料として上げさせていただいておりますが、現在、町内外で大型企業が誘致されてきたことで、賃貸住宅の需要が高まりつつあります。一方で、町内の民間賃貸住宅の空き部屋というのが、入居希望者の要望とマッチしない現状があります。家賃であるとか、個室であるとか、築年数などです。そのようなケースもあり、今、本町の空き物件を尋ねられることが増えてきております。

そこで、仮に白坂住宅周辺の土地を再開発して、住環境を整備した場合にはどれぐらいの費用がかかるのかと、またどのような構成配置が可能なのかを検討するために、今回予算計上させていただいたところでございます。費用がどれぐらいかかるのかというのは、実際に鑑定してみないとわからないところがございますので、これをもって再開発が決定というわけではございません。あくまでも、今後の材料に使わせていただくための予算計上でございます。

もう一点ですが、9款の消防費に上がっておりますブロック塀の件につきましては、消防機庫を取り囲んでいるブロック塀と申しますか、ブロックが土どめの役割を果たしている部分ではあるんですが、そちらが非常に高いところもあるというところから、仮に地震等で倒壊した場合には、危険が及ばない程度までこの高さを引き下げるために今回の工事に対応するようにしたところでございます。

他の公共施設については、私のほうではちょっと把握しておりません。

以上です。

**○建設課長（大山 幸男君）** ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

34、35ページの8款4項1目住宅管理費13節委託料ということで、住宅リフォーム設計委託料150万円なんですけれども、今回、103号室と104号室の2室の設計委託を行いたいと考えております。風呂、トイレ、流し等の水回りとか給湯設備、配管更新等が考えられますので、そのような設計をさせていただいて、今後の部屋につきましては、それをもとに建築係で設計していくというような考えを持っております。

現在の間取りなんですけど、現在3LDK、68.7平方メートルなんですけれども、6畳、畳が3室とリビング6畳が1室とダイニングキッチンというふうになっておりますので、強度に問題がなければ壁を取り壊して広い部屋をつくる等、魅力あるものに検討していきたいなというふうに思っております。一応、考えている工事費が、現在300万円程度で考えておりますけれども、またこの設計に伴ってちょっと変わってくるのかなというふうには思っております。

以上です。

**○総務課長（押川 義光君）** 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

役場関係のブロック塀については、全地点と申しますか、調査は行ったところがございます。ただ、関連の、先ほど言われましたシルバー人材とかそういう関連団体の分については、直接町のほうで調査は行っておりません。関係団体にはその旨また指導してまいりたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 公共施設、ブロックのことですが、調査をしておりますということで、例えばチェック項目のリストアップとかはできているのかの確認です。万が一何かあったときにそういうものがしてあったかという裏づけというものがあれば、どういう項目のチェック項目でしたのかと、目視なのか、きちんと設計、建設の方たちの中でやっていたのかとか、さまざまな要因が考えられますので、そこあたりを全てに対してやっているという裏づけがあれば、また教えていただきたいなど。今日の提出は無理でしょうけども、今後のためにも、やっぱりどれだけの施設に対しての管理をしているか。ブロックに限らず、危険性のあるものが例えばあるかと思うんです。そういうものについても、やっぱり全てにおいて考えていかないといけない時代ではないかなと思っていますので、そこはやってあればまた教えていただきたいと思います。

それから、住宅リフォームは、150万円の設計に対して事業費が300万円ということの中で設計委託料ですね、確認です。この設計については、役場の職員がすると今言われましたか。

○総務課長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問に再度お答えいたします。

まず一番に考えてきたのが、高さということで、危険度があるのかということでも見てまいりました。ただ、相当箇所あったというわけではございません。役場の庁舎管理の範囲内だけであるということで、チェックリスト等は特段設けておりませんでした。高さが高いというのが、そんなにありませんでしたので、結果的にはもう調査には行ったけど、チェックリストは設けていないという状況でございますので、それにつきましては、もう一度建設課の建築士と確認した上で、再度チェックリストなりを準備しておきたいと考えております。

以上です。

○建設課長（大山 幸男君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

今回、150万円ということで、2室は外注をさせていただいて、あとその後の3室目、4室目につきましては、この設計をもとに担当職員のほうで設計していくということでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） なるほどね。先に見本的なものを出していただいて、その後同じようにやっていきたいということなんですね。よく言いますが、ぜひ住んでみたいと、川南に住む人がこういうアパートに住んでよかったと思う、自分が住んでみたい改装ができるように願っております。答弁はいいです。ありがとうございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算中、5ページの第2行、債務負担行為補正、ふるさと納税特産品発送事業、その件と13ページの16款寄附金の特定寄附金ということで3億円の計上ということですが、それらにつきまして、先日

から新聞等といいますか総務省のほうから発言があっているようですが、30%の返礼品に対しての指導といいますか、そういった形になるわけなんですけど、この債務負担行為についての総務省とのその30%返礼に対する影響等につきまして、それから予算等につきまして、自信といいますかそういった形はあるのか、説明方お願いしたいと思います。

○会計管理者（岩切 拓也君） 竹本議員の御質疑にお答えします。

昨日、総務省のほうから発表がありまして、ふるさと納税、何らかの規制を行うというふうに今出ているところですが、今の時点で、8月末現在でふるさと納税の割合が前年度比130%増で推移しております。この時点で、12億円、当初予算で組まさせていただいていたんですが、10億円目指せるということで、今回計上しているところです。

債務負担行為につきましては、その値をもとに今年中に受け付けした分で、どうしても発送が4月になる分に関してということで債務負担行為を行っております。一応、目的がクリアできるかということですが、今の現状でその規制の状況を見ながら対応して、今回、上げさせた予算についてはクリアできるようにやっていきたいと思っております。

○議員（竹本 修君） 大変、検討いただきましてありがとうございます。

その返礼品の30%の対応ということでお聞きしたいんですが、各県内におきまして、各市町村、いろいろ、今後処理されていくだろうと思いますが、本町につきましての30%に対しましてのこれからの作業といいますか、そういうものがありましたら教えていただきたいと思いますが、新聞等につきましては10月中には整理したいという報道でございましたけども、確認をさせていただきたいと思います。

○会計管理者（岩切 拓也君） 竹本議員の御質疑にお答えいたします。

今現在、川南町は返礼品の割合が5割ということで、今回の報道にもありますように、3割を超えているという自治体に該当しておるところであります。一応、今回の予算を組み替えさせていただいて、事業者とふるさと納税推進業務委託契約を結んで、返礼品の割合としては5割になるんですけれど、原価3割、サービス費用2割ということで、原価3割に抑えるというところで予定しております。

この議会が通ることによって委託契約を結び直して、その該当する3割以下になるということで考えております。

○議員（竹本 修君） 報道等につきましては、10月中には考えて整理したいということですが、そういう確認でよろしいのでしょうか。

○会計管理者（岩切 拓也君） 一応その予定で進めております。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）なんですけど、2款1項6目企画費、先ほども質疑の中であったんですが、白坂住宅周辺の土地の鑑定費ということなんですけど、この具体的な用地がもしあれば、決まっているのであれば教えていただきたいということと、11目自治振興費の13節、先ほどもありました測量と本設計と

ということなのですが、先ほどからあるように、積算のミスによって、また今回の計上ということなのですが、この計画に関しては、例えば自治公民館長なり自治のそこに関わる方、そして児童クラブ、それに関わる方等の協議、合意というものはどこまで進んでいるのか、もうそこを終えてのこの計上なのか、今後、これをもってまた説明なりするのかということをお教えいただきたいと思っております。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問にお答えいたします。

白坂住宅周辺の土地ということなのですが、今回はあくまでも仮にという前提で試算する関係で、これをもってまた土地が高騰したりとかいろんな情報がひとり歩きするのを避けたいものですから、申しわけないんですけども、ここについてはちょっと別の機会にお示ししたいと思います。

あと、自治振興費の件ですけれども、この件につきましては、当初予算を計上する際に、それは1月、2月の時点で各館長さん方には、仮に別館と児童クラブが併設することに関してはどのようにお考えでしょうかと、賛成なのか反対なのかというのを館長さんを含め運営委員の方々とまた御協議いただけますかということで案内をしておりました。それにつきましては、歓迎をする声が多く、反対という意見は一つもありませんでした。また、面積であるとか更新の考え方についても館長会でお話をしまして、それについては特に反対意見もなく、また運営委員等でもお話をさせていただいたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）につきましてですが、この5ページにある債務負担行為の川南町文化ホール・図書館指定管理料3億6000万円ですが、これに関係して19ページ、住みやすいまちづくりの測量委託料、調査設計委託料についてですが、これは所管の予算になりますけど、その二点を伺います。

1000万円増額したということですが、補足説明を見ますと、人員増や人材不足による人件費の高騰が予想されるということですが、この人員増というのは、人員増やら人件費の高騰は、今、委託に人がするわけですが、増やす、減らすは企業の努力になるわけじゃけんどん、人件費が高騰しとることは高騰しとるけんどん、そんげものすごく高騰しとるわけじゃねえわけですが。

この施設利用料金の減免申請が多いということは、町が払うわけですよ。そしたら利用料金は企業のほうが受け取るわけじゃが、ということは、補助するようなもんですよ、企業に。

それと、19ページ、簡単なこれは何じゃけんどん、査定が行われるわけで、査定を行ってこれでいこうちゅうなんで編成したわけで、まとめて編成したやつでありますから、2度査定を行つとるけんどん、ということは2回だまされたことになったのですが、町長。これがもう意思決定しとるわけじゃけんどん、意思決定しとるわけだわ、当初予算が、これをする

ということは、これ再議に等しいやつだが。再議をいろいろみると、議会の議決に瑕疵があったりとか、そういう正当な理由がないと、再議みたいのはされんもんじゃとよね、これを見ると。そしたら謝罪じゃすまんよ、このなんすつとは。恐らくこれを出すとじゃったら、白紙撤回して出すしかねえと思うけんどん、なんじゃけんどん、これをしたもんが間違うたもんが処分されとらんとがおかしいとよね、2回も間違うということは。1回やったら許されるけんどん、意思決定しとるもんで間違いじゃって、2回も間違ったら処分されるとか普通けんどん、それもしないのに再議に付しとるが。意思決定された予算の取り扱いはどうするとですか。

**○教育課長（大塚 祥一君）** ただいまの御質疑にお答えします。

川南町文化ホール・図書館指定管理料の3億6000万円の年額でいいますと1000万円、現在の委託料とすると1000万円増としているということでございますが、提案理由のほうで書いてあるとおり、人件費分が一番の理由でございまして、指定管理の候補の法人等が複数ございまして、こちらに来られたときにちょっとヒアリング等行っておりまして、その際に、いずれの業者様も人件費が高騰してきていると。それから、優秀な人材を確保するためには一定の人件費が必要であるということ、また、新たなサービスを行いたいと、例えば学校図書との連携を強化したい、また、地域循環型の図書館として運営したいなど、提案がございました。また、その分でも人員増が必要ですよというようなお話がございました。

また、委託や修繕についても、結局、指定管理者が委託する、指定者が修繕するとかそういった分があるんですが、その分についても結局、人が関わるものについては、費用が、人件費が主なものということになりますので、今後、増加が見込まれるというような御意見がいずれの業者からもございました。法人様からございました。

また、川南の文化ホールの貸し館事業につきましては、どうしても地元の学校関係等、また行政関係の利用がメインでございまして、当初見込んだほどの利用料金が入ってきていないというのがあるようでございます。総合的に考えて、1000万円、年額で増やしたということでございます。

この金額で委託契約をそのままするというものではございませんで、これがマックスの最大の数字でございまして、今後、公募してお話を聞く中で選定委員会等で決定していくということで考えております。

以上です。

**○まちづくり課長（米田 政彦君）** ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

積算根拠の誤りによって、当初予算からの予算計上を追加計上することにつきましては、我々、申しわけなく思っておりますし、今のような御批判も受ける覚悟でございまして、各自治公民館でもこの別館の建て替えであるとか更新については非常に待ち望んでおりますので、そのあたりを御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。



○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時10分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

○議員（児玉 助壽君） 町長の答弁はいらんと。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

処分という話でしたが、我々としましては、もう懲戒に関する指針に照らし合わせて検討したいと考えております。

○議員（児玉 助壽君） この債務負担行為のなんじゃけんどん、話を聞けば、もうこれは31年度から35年度までもう随意契約みたいな感じになっているけど、まだ契約は終わっとらんような感じの説明だったけど、仮契約とかそういうもん結ばん限りは、3億6000万円という債務負担行為の根拠というのがないわけじゃが。もうこっちから3億6000万円で作ってくださいと交渉を何もせんでするようなことをしよったらおかしいんじゃないかなと思うけど。交渉次第だったらよね、契約を結ぶとき交渉次第でいろいろなんしとっちゃねえけど、こっちが何ぼ何ぼでしてくださいと言うて大体契約するものだけんど、あっちがこの金額でどうですかと言うとやったら、もう証拠にならんじゃないですか。経費を削減するために委託しているのによ。これじゃったら相手の言うごと聞いとったら、経費削減するための委託にならんと思うけんどん。

もう言いたくないけんど、次のなんにいくけんど、19ページの件じゃけんど、積算根拠が間違っていると言うたけんど、建坪は大体わかってるのだから、建坪面積は。それが3倍以上になるという積算の仕方はないでしょ。この当初の予算で計算すると3分の1になるんだけど、この前、あれは勉強会でしたか、全協でしたか、あのときの出した資料を見ると、3倍の大きさになつるとよね。当初の設計は間違うとらんことになるっちゃがね。6月の補正よりまた1.5倍大きくなつとるからよ、それより多くなつとるから、これ間違うとらんなつちゃけんどん、だから、建築物の構造、機能が変わったからこの金額になったわけでしょ。そういう積算根拠が間違うたというのは、積算が間違うたの何のと言うたら、もう1人でするわけじゃねえっちゃかい。やっぱり担当課も、部下も課長も補佐もおって、つくるわけでしょ。1人でつくるわけじゃないでしょ。それで積算根拠が間違うとったら、俺だつたらまちづくり課の職員は全てクビにする。おかしいっちゃんないね。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

この指定管理者の指定というのは、指定管理者が地方自治体のかわりに公の施設の管理を

行うものということですが、これを指定については行政処分となっておりますので、請負契約には該当しないということになっておりますので、今後、公募して応募してくる法人等と交渉できるというふうに解しております。

それから、費用のことでございますが、指定管理の目的の一つは、もちろん児玉議員がおっしゃられたとおり、費用が削減できるというもの、もう一つが公の施設に民間のノウハウを入れることによって、よりよい施設の運営ができるというものと思っておりますが、その料金の面に関しまして、平成25年の指定管理前の費用と比較しましても、今回、債務負担行為で上げている金額のほうが削減できているという状況でございます。

以上です。

**○まちづくり課長（米田 政彦君）** ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

実質、その金額が大きく膨れ上がったということの大きな原因としまして、先ほど来申し上げているとおりでございますが、本体の工事については単純に面積が倍になっただけで、2倍に相当する額になるわけなんです、2階建てになる部分の実質調査の分が大きく漏れておった部分として、485万円がありますので、その分で全体として、おっしゃるよう金額が膨れ上がったという結果になっております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** この指定管理者の何は、多分、俺は契約を巻なんとかちゅう人と契約を結んだ、契約書のなんを見たことがあっちゃけんどん、今、契約は結ばん、そういう契約は要らんよんよんこと言うたけんど、たしか、俺は巻なんとかちゅう人と契約をしたと見たことがあったけんど、俺の記憶違いとは思わんちゃけんど、巻さんでしょ、多分、名字が、指定管理者の・・・。

随意契約じゃねえとこういう金額は出せんすわね、もう。たとえ随意契約で、この5年前に契約結び直さなならんと思うちゃけんどん、指定管理者と。俺、そう思うちゃけんどん、俺の考えが間違うてるとですか。

まちづくり課は、一般質問のとき1階とも2階とも言うたらんと言いつたけんどん、あの説明だったら、3階4階でもできるっちゃが、積算根拠が間違うとつたと、町長、そういうことは言われんと思うがよ。

OBの職員に聞いたら、そういうことしよつたら、こんなことしよつたら、昔はもうそれもできなかったし、そういうことしよつたらしこたま怒られよつたと言いつたけんどん、これをしよつたら、町長、こんなのを認めて再提案しよつたら、査定能力やら提案とか、そういうなんもその能力を否定されることになると思うよ。この訂正と提案の件は町長のみとなつとるから、それほど責任が重いわけです。ただその責任を果たしとらんということになるでしょ。もう、議会が意思決定しとるわけですから。議会は表決権があるわけですが、したらこれを議会が認めたら、議会の表決に瑕疵があったということになるでしょ、間違っていたと。また出してきたけんどん、何もせんで。いたずらに議会と対立するようなことし

よったら、町政運営は行き詰まってしまう。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほど請負契約には該当しないという答弁をさせていただいた件につきましては、地方自治法における234条の契約に関する規定の適用を受けないという意味で使った言葉ですので、ちょっと説明が不十分で申しわけなかったなと思っておりますが、要は、請負契約に該当しませんので、競争入札等の234条の規定の適用がされないという意味でございまして、最終的には協定書という名の契約を交わすということになります。

以上です。（「その巻さんとのどうこうちゅうのは言わんの。」という者あり）

巻さんと名前が出ましたが、巻さんにつきましては、株式会社図書館流通センター、当初TRCの職員として、川南町文化ホール・図書館の館長ということで赴任されておりましたが、現在は退職されております。

以上です。（「町長、一言言わんでいいの。」という者あり）

○町長（日高 昭彦君） 児玉議員のいろいろ責任ということで、当然、私でございますが、答弁のほうは担当課長にさせます。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

町としましては、6月の議会で総務厚生常任委員長の報告にもありましたように、しっかりと議論、説明を準備して再提出を求めるというふうにございましたので、我々としても今回は準備をして、また地元にも説明をしまして、今回の議会に臨んだところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（三原 明美君） 議案第52号、16から17ページ、2款1項総務管理費6目企画費地域おこし協力隊起業等支援金、本年度中に任期満了となる2人分の支援金とありますが、これをもっと詳しく教えていただけますか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの三原議員の御質問にお答えします。

今年度中に3年間の任期を満了することになるのが、高萩隊員と尾崎隊員でございます。高萩隊員は9月末に、尾崎隊員は10月末にそれぞれ任期を満了することになります。任期満了後、1年以内であれば支援を受けられるようなこの地域おこし協力隊の制度でございますので、両隊員が任期満了後にも利用できるように予算措置をしておくものでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） このお二人は、この川南町にいる意思がございしますか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの三原議員の御質問にお答えします。

今のところは両名とも本町に住みたいと、実際に今住んでいるんですけども、住み続けていたいというような御意思でございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） いいです。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（河野 浩一君） 議案第52号平成30年度一般会計補正予算（第3号）、6款1項、29ページです、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金の内訳と、その下の東地区運動公園の工事請負費60万円です。それから、7款1項の、次のページです、住宅リフォーム補助金の進行状態をお聞かせください。

○産業推進課長（山本 博君） 河野議員の御質疑にお答えいたします。

まず、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金についてであります。当初予算で2560万円の予算を計上しておりました。今回、口蹄疫後8年経つということで、更新をする牛が増えております。6歳、7歳、8歳の牛を農家さんが今年はより多く更新するというので、導入も増えてきております。あわせて、導入が増えることに伴いまして、貸付金のほうも増えてきているということから、今回、予算を2000万円上げさせていただいております。

1競り、上限100万円になりますが、4競り分の5頭の上限の100万円ということで2000万円の予算を上げさせていただいております。

続きまして、工事請負費の60万円についてであります。東地区運動公園のほうの空調設備のほうが故障しておりますので、今回、修繕という形で予算を上げさせていただいております。

最後に、住宅リフォーム補助金の進捗状況ということであります。これは、当初予算で1000万円の予算を組んでおりましたが、5月、6月、約2カ月で62件の977万円が決定をしております。まだ、工事に入っていないところもありますが、交付決定のほうは977万円ということでほぼ予算化をしているところでもあります。その後、要望等がかなりありまして、30件等の問い合わせがあつてのことから、今回、600万円の予算を上げさせていただいているところであります。

以上です。

○議員（河野 浩一君） すいません、先ほど優良牛の明細がわからなかったんですけど、もう一回お願いします。

○産業推進課長（山本 博君） お答えいたします。

積算としましては、今後10月、12月、1月、3月に4競り行われる関係で、1競りごとを見込んでおります。上限額が1件当たり100万円ということで、トータルの2000万円を予算化しております。

以上です。

○議長（川上 昇君） いいですか。

○議員（河野 浩一君） いいです。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（安藤 洋之君） 議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算について、7款

1項商工費になりますが、31ページです。観光振興ということで、特色のある観光の推進で、投資及び出資金とあります。説明によりますと、新会社設立の出資金という形が載っていましたが、今の動きをちょっと知りたいんですけど、よろしくをお願いします。

○産業推進課長（山本 博君） 安藤議員の御質疑にお答えいたします。

今の状況についてであります。今、まちづくりに関しての準備委員会を設立しております。PAを運営する検討を今始めているところであります。その準備委員長は商工会会長であります宮崎会長が準備委員長という形で協議を進めておりますが、その中でこの出資のこととか運営のこととかを今、協議を行っている段階であります。会議につきましては、今、2回会議を行っております。

以上です。

○議員（安藤 洋之君） その委員会の出資者というのを教えてもらっていいですか。出資金を出資する団体というか。

○産業推進課長（山本 博君） お答えいたします。

今、このまちづくり会社の出資をする予定のところは、本町とJA尾鈴、商工会、観光協会、漁協、そして町内の金融機関の宮崎銀行と高鍋信用金庫になります。金融機関につきましては、協議をしてからということになりますので、その後に参画することになるかと思えます。

以上です。

○議長（川上 昇君） よろしいですか。

○議員（安藤 洋之君） はい。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、各所管事項別にそれぞれの常任委員会に付託します。

日程第9、議案第53号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員

会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第54号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第11、議案第55号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第12、議案第56号平成30年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第57号平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第58号平成30年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第15、議案第59号平成29年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第16、認定第1号平成29年度川南町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題としま

す。

これから、本案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 認定第1号について、129、130ページの農林水産業費繰越明許費6億5942万1000円は何なのか。その下の事故繰越4億3562万8000円について説明をお願いします。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

繰越明許費と事故繰越についてであります。まず、繰越明許費の6億2640万6000円です。これは、主に畜産農家になります。内訳でいいますと、酪農家の比嘉勝さんが6310万円と養豚の永田種豚場が7500万円、同じく養豚のグリーンタカノブファームが6700万円、最後に養豚であります協同ファームが4億2130万6000円でございます。

事故繰越についてであります。これは協同ファームの平成28年度の補正予算分になります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 167、168ページの教育費の繰越明許費252万8000円の説明をお願いします。それから、189、190ページの文化施設費、指定管理者包括的管理委託事業6213万831円、これについては、5年間の契約と思うんですけど、何人働いておられるのか伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えします。

繰越明許費につきましては、川南湿原の案内板、看板でございます。

それから、文化ホール・図書館の指定管理の中で何人お仕事されているのかということだと思いますが、現在11人で、うち3人がパートということでお伺いしております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 199、200ページの学校給食費、給食調理等業務委託料3243万8880円についてですが、3年契約で28年8月1日から31年の7月31日と聞いていますが、昨年度は3144万9920円でした。昨年度との差は何なのか、そして何人働いておられるのか伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

今御指摘されたように、28年度の途中から現在の委託先であります文化コーポレーションのほうにかわっておりますので、その委託料の違いが、28年度は途中でかわっておりますので、その違いということになります。

人数については、ちょっとすいませんが、今、手元に資料がございませんので、後でお示ししたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） お願いします。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） 認定第1号平成29年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について



でございますけど、10款教育費4目の文化財保護費、ページでは194ページになりますけど、無形文化財保存会交付金15万円なんですけど、この内訳を小さいところまであれば教えてください。

○教育課長（大塚 祥一君） 対象の団体につきましては、盆踊り保存会、登り口奴踊り、通浜三尺棒踊り、杵袋百万遍等に交付しております。

以上です。

○議員（税田 榮君） その金額は一律ですか。その金額まで教えてもらいたいんですけど。

○教育課長（大塚 祥一君） それぞれの金額、ちょっと今手元にございませんで、後でお示ししますが、同額ではなかったというふうに記憶しております。

以上です。

○議員（税田 榮君） 金額はばらばらということで、後でいいんですけど、私、これちょっと気になったもんですから質問させていただきました。この無形文化財保存会交付金、これ、今からこういう文化財を増やしていいのかということですけど、いろんな団体があるんですけど、そういうことについての教育課の考えというのはどういうものでしょうか。これで、この今ある4つの団体で打ち切りみたいな感じですか。

○教育課長（大塚 祥一君） 文化財保護委員会というのがございまして、無形文化財に町の指定をするような文化財がございましたら、そこで審議されて指定されるということになります。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 平成29年度歳入歳出決算の中ですが、まず、総務費総務管理費の企画費の中の74ページのまちづくり課、定住促進持家取得助成事業です。成果表を見ますと、実績が43件ということですので、その内訳といいますか、町内から来られた方、町外から来た方、あと、若者の夫婦の合計年齢に応じて補助金はありますが、そこあたりがそれを活用された方が43件の中で何組いらっしゃるのかということをお教え願いたいと思います。

それから、76ページのやっぱり企画費ですが、地域おこし協力隊ということで、1000万円ほど出ておりますが、実際に活動されていてすごくいいことだなと思っているんですが、自治公民館に対して配置をする募集をかけていたと思うんですが、そこが今年度、30年度なんだろうけども、そこあたりの現状がわかれば、よろしければ教えていただければいいと思います。関係ないといえればいいです。

それから、84ページの自治振興費です。地域振興計画策定委託料399万6000円ですが、これはいわゆるワークショップに対する委託料であるのかということで、その効果が実際どのようであったかということをお教え願えたらと思っています。

それから、162ページの公共交通費の中の川南駅乗車管理委託料ですが、川南駅管理に対

しては、今、委託をされておりますが、385万7512円という実績の中で、乗車券販売の委託料が310万円、その項目がたくさん、4項目ほどありますが、この積算根拠、委託料の根拠をお教え願いたいと思います。

**○まちづくり課長（米田 政彦君）** ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。

持家取得助成事業の件ですが、町内、町外だったですかね。移住された方が2人、すみません、Uターンが2件ということで把握しております。あとは定住がその残りになるわけなんですけど、定住については、恐らく町内だと認識しております。

あと、地域おこし協力隊の自治公民館に募集をかけております現状ということでございますが、残念ながらまだ今のところ採用に至るケース、1件応募はあったんですけども、採用に至る途中で辞退されまして、現在まだ応募がない状況でございます。

あと、地域振興計画の件でございますが、実際に地域振興計画を策定した後で、買い物支援、特に多賀地区では買い物弱者に対する移動支援をオンデマンドバス、コミュニティバスを利用してどのようにサポートできるのかという実証実験をされておりますし、同様に川南西地区でも同じようなことをやっていく今計画がございます。また、地域の新たな発見、フォトコンテストをやっていこうという動きもございますし、非常に効果が上がっているんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

**○建設課長（大山 幸男君）** ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

川南駅乗車券類の発売業務委託料の件だったと思うんですけども、この分につきましては、川南町の商工会のほうに委託をしております、年間12万5000人ほどの利用がまっているようでございます。詳細につきましては、手元にないので、また後でということでもよろしいでしょうか。

**○議員（徳弘 美津子君）** まちづくり課の定住促進なんですけど、町外から結局2件、Uターンを入れて4件ということなのかな。この縛りとして、振興班に入らなきゃいけないというのがあるんですけど、そこあたりで、窓口で受け付けるときに振興班に入れなかった人の中で、結局補助を受け取ることができなかった人がいることを認識をされているかどうかの確認をお願いします。

それから、自治公民館の配置をする地域おこし協力隊ですが、実際はいないということですが、地域おこし協力隊という3年縛りの中で、地域に入り込んでやろうという人は、相当ハードルというか、相当そういう思いがある人じゃないとなかなか難しいのかなど。先日、女性団体と自治公民館長さんとの話をしたときに、やはり職員の人ともう少し、所期ではないですけども、もうちょっと入り込んでやってほしいという声も自治公民館長さんの中からあったんです。だから本当に町、自分の地域を考えていくのは、やはりそこに住む住民であると思うし、その中でどういう思いをするかというのをやっぱり私も自治公民館の役員として入らせてもらった時に、どうやって自分達がその地域を盛り上げると、本当必死でや

っているんです。

この前の話の女性団体の話の中でも、本当に皆さんが苦勞されているのがよくわかりました、6自治公民館長さんが。やっぱりそこを、地域おこし協力隊ってまた先ほどのワークショップのことでもそうですけど、最初は何で外から来た人が自分達の地域をしないとイケないのかという声もありました。やはり、外から来る人の声を受け入れるのも大事ですし、やっぱりその地域にいらっしゃる方達が、その地域を自分達で守っていくんだという思いがある中で、やっぱり職員さんの気合いというか、職員さんが、やっぱりまちづくり課の職員ばかりでなくて、やはり皆さんが地域に、川南に住むという思いが強ければ、それぞれに配置されている職員さんが、うまくその中で役員として機能してもらうような仕掛けをしていただきたいなという感じに思って、この予算が本当に生かされたのかなというのは、なかなか私も理解できないんですが、結果的に皆さんの意見を出し合うのを集約するというだけで、いろんな書類的なものをつくりました、こういう形になってここはこうですよということは総意的なものは、宮大の方達とか委託された方達がやりましたけど、それって職員さんでもできるのかなという気はするんです。そこあたりはやっぱり今後、来年、今年度も自治公民館制度を広げていくためには、やはり効果的にやっていって、地域おこし協力隊でもいいでしょうけど、やっぱり地域の人と交わることを職員の方たちがやっぱり率先してやっていけたらいいのかなと思っているんです。

川南駅については、ざっくり計算をすると、川南駅乗車券販売委託料だけで310万円では、ここは365日12時間の勤務体制ですので、最低賃金は割る707円にしかありません。全てを川南駅乗車券販売委託料全ての4項目を足して、初めてやっと1時間880円の世界になるんです。そのための委託料なのかと、駅はやはり人の川南の玄関口という思いの中でやっぱりやっていくときに、やっぱり委託先が先ほど商工会と言われましたけど、これは観光協会です。観光協会がやっぱり観光の目玉としてするための駅の玄関口というものを強化するとき、人も入れたくても結局窓口の女性の方達の人件費しか出ない中で、どうやって川南を売り込もうかという一つに、やはりそこも一緒に考えていくべきかなと思っているんですが、以上のことを踏まえて、町長の思い、自治公民館制度、この6自治公民館制度にされた町長の思い、実際に動いて、4年間やってみて結果的にもうちょっとこうあってほしかったと思うのかどうか。自治公民館長さんもすごく思いあぐねています。そのこともわかると思うんですが、そこあたりを町長がぜひお答えいただけたらなと思っています。

○町長（日高 昭彦君） 地域づくりというか、まちづくりはやっぱり人づくりだと、最終的には人づくりに起因するというふうに感じております。今、動かしながら自治公民館制度をやってもらっていますが、足りないと思うところはやっぱりしっかり修正していくべきだと思います。最終的にはやっぱり人の思い、熱意になるかなと思いますので、そこは職員とももう一度向き合って、足りないところはこれからも進んでいきたいと思っています。

○議員（徳弘 美津子君） 最後に伺います。まちづくり課、たくさんいろんなことを抱え

ておりますが、職員体制として、今、何人でやっていらっしゃって、実際課長さんが動かす中で、本当にこの人員でいいのかと思えば、ぜひお願いします。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。

現在、私、課長を含めまして10人、それに一般職非常勤の職員を1名つけております。あと、地域おこし協力隊につきましては、まちづくり課付の非常勤特別職扱いになっておりますが、職員として数に入れるかどうかというのはちょっと今回は職員数には入れないほうが適当かなというふうには考えています。

今現在、地域あんしん係、災害、交通安全等とあわせまして、今年度からは人口対策係、総合政策係、総合政策係につきましては、課長補佐兼係長兼担当者ということで部下がいない状況ではございます。あと、協働推進係と、今の現人員で何とかやっておりますが、十分かと言われますともうちょっと欲しいかなという気は、個人的にはします。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、5名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第17、認定第2号平成29年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから、本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、6名の委員で構成する特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第18、認定第3号平成29年度川南町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから、本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、6名の委員で構成する特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

各常任委員会は、一般会計決算審査特別委員会、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会について、それぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午前11時00分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

御報告します。一般会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から蓑原敏朗君、税田榮君、文教産業常任委員会から中村昭人君、三原明美君、河野浩一君、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から児玉助壽君、内藤逸子君、徳弘美津子君、文教産業常任委員会から林光政君、竹本修君、福岡仲次君、以上、一般会計決算審査特別委員会委員に5名、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会委員に6名を選任することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時01分休憩

.....  
午前11時01分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に税田榮君、同副委員長に蓑原敏朗君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。また、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に内藤逸子君、同副委員長に児玉助壽君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、21日の会議において、審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いいたします。

午前11時03分散会

---